

漂流・漂着船史料からみた17・18世紀環シナ海 地域システムと鎖国体制

黒木國泰

The China Sea Area System and Japan's National Isolation
in the 17th and 18th Centuries, as seen from the
Historical Records of Ships Drifting Ashore.

Kuniyasu KUROKI

1. はじめに

環シナ海の17世紀は、激動の時代である。中国では明清王朝の交代があった。その後の南明政権そして鄭成功鄭氏の反清勢力も83年までに鎮圧された。1609年には、琉球が薩摩一日本に服属し、さらに30年代に日本が鎖国体制にはいった。これより先、西洋人の環シナ海への登場も、16世紀初めに登場したポルトガル、半世紀遅れてのスペイン。そして17世紀初めにオランダ・イギリスと、環シナ海域にヨーロッパ旧教・新教国勢力が出そろった。このような国際環境の中で、環シナ海の地域システム論理は、いかなるものであったか。そして、どのように変転を遂げていったのであろうか。ここでは、環シナ海諸国が異国の漂着船の救護・送還をどのように行っていたかというトラブル処理のあり方を通して考察したい。

ひとまず自力の帰還等を除き、漂着地国が海難難民をその母国に送還する事業を公的に行うためには、送還国と受け入れ母国の双方の国家が国交関係をもっていることはもとより、漂着地の国が国土統一を成し遂げていて、集権的な貿易管理を行っていることが前提条件となる。したがって、日本が唐船・琉球船・朝鮮船を送還できたのは、江戸時代になってからであった。また中国サイドでは、広義の朝貢システムと制海権の2要因によって、海難難民⁽¹⁾送還のあり方が決定づけられた。すなわち、朝貢関係にある琉球・朝鮮と、その外縁上にある「互市」国としての日本とは、それぞれに送還システムが異なるを得ない。

さらに考慮すべき事は、個別国家間での外交・交易のありかたが、孤立して成立しているわけではないことである。鄭氏台湾や琉球の両属関係等を包含する環シナ海地域システムとして把握されなければ、個別事象の本質が見えてこない。したがって、方法としては、個別国家史研究の分業を乗り越えて、あえて日中間だけでなく琉球・朝鮮をふくめた海難難民の送還システムを明らかにすることによって、個々の事実を環シナ海地域システムのなかで歴史的に正当に位置づけることができるという見通しをもつ。小稿では、先行業績⁽²⁾に学びつつ、さしあたり日本に残された漂流・漂着記録⁽³⁾をもとに再構成したい。多種多量の史料を貫く論理を見いだすための準備作業の一つである。

2. 17・18世紀環シナ海地域システム時期区分

おおまかな時期区分を年表式に提示して、のち具体的にみていくことにしたい。

1. 明朝末期、日本の鎖国体制成立以前。

1609年 薩摩の琉球支配

2. 日本の鎖国成立（1630年代）から、台湾鄭氏が降伏（1683年）するまでの半世紀間。おおむね鄭氏が環シナ海の制海権を握っていた時期

1637年 朝鮮が清朝に降伏。明朝の元号使用を停止

1644年 明朝の滅亡

1661年 清朝が遷界令を出す

3. 鄭氏降伏により、清朝が環シナ海朝貢システムを確立してのち

1684年 清朝が展海令を出す。

長崎貿易唐船の激増

江戸幕府が貿易制限令を出す。

貿易制限令のため、積み戻りを命じられた唐船が、偽装漂流による密貿易を行うことが多発。

4. 清朝による海難難民救助－送還体制の確立（1737年）

1752年 幕府が難民送還の唐船荷主等に対する褒美米の分量を定める。

5. ルソン漂着難民についての清朝地方官からの咨文を船主が偽造したことに対し、幕府が長崎奉行からの回答を今後は行わないことにした。（1767年）しかし その後も、日本人難民を送還した唐船に対する褒美米は出し続けた。

これらの時期区分の中で、とくに前3者の時期について、やや詳しくみておきたい。

I期 明朝末期の環シナ海朝貢ルートによる送還

室町・戦国期に日本人の海難難民が送還されたという記録は少ない。また異国船民の日本漂着についても、海岸遭難物占取権が戦国大名に帰していたので、海難救助記録はまれである。16世紀末豊臣秀吉の統一の過程で、救助制度が成立してきた。こののち、統一政権のもとで、救助・送還が国内外の難船・民に対して行われることになる。（金指正三・荒野泰典）

明代においては、琉球－朝鮮間の漂着船（琉球船の朝鮮漂着、朝鮮船の琉球漂着）について、公式には中国経由の朝貢ルートをとって送還されるものと考えられていた。⁽⁴⁾ しかしながら、博多商人に託した商業交易ネットワークによる送還もある。⁽⁵⁾

Ⅱ期 鎖国体制確立期から鄭氏降伏までの環シナ海秩序

(1) 朝鮮に漂着した唐船・オランダ船がキリシタン探索のため、長崎に送られた。⁽⁶⁾ 日本の鎖国体制は、当初朝鮮をふくめて実施されたといえる。しかしこの時だけであり、のち朝鮮に漂着した唐船が日本に送られた事例はない。日本の鎖国体制確立の頃に、清朝中国が東アジア世界を朝貢システムに組み込むに至っていなかったために、一時的に鎖国圏域が広くなっていたからである。もとより鄭氏降伏後に朝鮮が清朝朝貢システムに組み込まれたのである。

(2) 琉球漂着の朝鮮船の送還について

寛文元年（1661）8月、琉球漂着の朝鮮国全羅道の漁船が、琉球から薩摩、薩摩から長崎、長崎から対馬に送られ、翌年6月に送還されている。（小林表13）このほか、1662年、1669年にも薩摩経由で琉球漂着の朝鮮難民が送還されている。（同表14、15）清朝による環シナ海朝貢システムが成立（1684年）する前なので、中国を経由しなかったわけである。環シナ海朝貢システムが成立した後には、朝貢ルートの福州経由で送還されることになった。さらには、江戸幕府も元禄9年（1696）6月の老中奉書により、奄美・琉球に漂着破船した難民を、従来の長崎送還ではなく、福州経由で送還するように命じた。⁽⁷⁾ つまり日中両国政府が、琉球を環シナ海朝貢システムの中に位置づけたわけである。

ところが享保20年（1735）に琉球に漂着した朝鮮船を、薩摩藩が直接朝鮮に帰国させた。宗門改めをした結果、疑わしいことはなかったという。この漂着朝鮮船のことを薩摩藩が長崎奉行に届け出ている。

この時期には、琉球漂着朝鮮船は琉中朝貢ルートの中国（福州）経由で送還されるのが、正規のルートであったのに、中国を通さなかったわけである。のみならず長崎奉行にも引き渡さず、薩摩経由で送還されている。（『通航一覧』卷24）この背景には実態としての琉球－薩摩－朝鮮間の交易関係が存在しており、その交易ネットワークを通して送還されたとみるべきである。これに福建を加え、琉球・朝鮮・福建と薩摩を結ぶ薩摩ネットワーク⁽⁸⁾を想定すべきであろう。今後の課題とする。なお、小林表によると、このほか1704年にも薩摩経由での朝鮮送還がみえる。（同表17）しかし、1696年以降の琉球漂着28事例のうちの2例にすぎない。やはり福州への朝貢ルートでの朝鮮送還が基本であったといえる。

(3) 鄭氏台湾に漂着の日本船

延宝元年（1673）に陸奥国相馬の者が、鄭氏配下の台湾に漂着した。（『通航一覧』卷215）この台湾漂着の日本人を鄭經が送還したのに対して、幕府－長崎奉行が鄭氏にお礼の銀を送ったところ、それを返送してきた。

一方、清国への琉球進貢船が、台湾の鄭氏に襲われた事件について、琉球国より薩摩に訴えがあつた。薩摩は江戸に言上した。そこで、その明年（延宝2年）に台湾船が長崎に来た際に、長崎奉行が台湾船から銀300貫目を過料として取り立てて、この銀を琉球に遣わした。

これに憤った鄭經は、長崎貿易船を出さなかった。しかし奥州の相馬のものが台湾に漂着して、とらえられて奴隸になっていたのを、鄭經は解放して銀を与え、衣料を支給して長崎に送還してきた。長崎奉行は江戸に言上して、鄭經が日本を懇ろにいたす志に対して、台湾船に褒美として銀20

貫目を遣わした。かつ拘留中の琉球人を帰国させよと命じた。ところがその年のうちに、台湾商船がその銀を返してきた。

鄭經の家臣楊英からの書簡に、鄭經の言葉として、日本と台湾とは年々好を通ずる国なれば、これも彼も一家に同じ。日本國の民は台湾の民と同じである。(此彼同一家) 日本からの漂流民があれば送還するのが当然であり、謝礼を受け取る理由はない。したがって元銀2000両は返還する。しかし、琉球國は別である。先年琉球國の進貢船が清國の領海内にあるときに、台湾の軍は清國と海戦の最中であり、清國船と判断して奪い取ったのである。琉球の船であることがわからなかつたのである。ところが、琉球は台湾への船の往来がなく、書簡のやりとりもないままに、日本に憤りを訴え、日本が琉球の申し立てを受け入れて、我が遣わす銀を日本に押さえおかることは、隣国の大好を破るものである。その過ちは琉球側にある。もし琉球より書簡を台湾にさし越して、その理を詳しく述べるならば、捕獲した琉球人を歸すことを惜しまない、という。

この鄭經の日本に対する一家意識と琉球に対する敵視の構図は、17世紀当時の東アジア世界の状況を明解に表している。

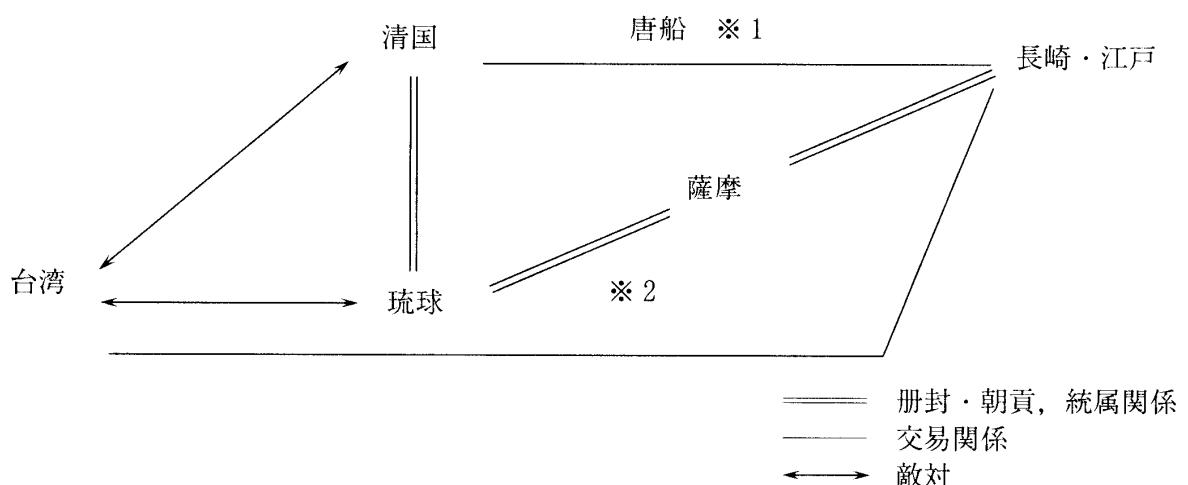


図1. 鄭氏時代の環シナ海地域システム

※1 清国－日本間は、冊封関係無しの政経分離の交易関係

※2 薩摩の属国としての琉球
(朝鮮を便宜上省略する)

Ⅲ期 鄭氏が降伏した1683年（康熙22年）以降には、清朝が環シナ海の制海権を握ることにより、環シナ海朝貢システムが成立した。

一つは清朝が漂着船の送還について、朝貢ルートをとるように命じた。

二つには、清朝が遷界令を撤廃したことにより、長崎貿易をめざす唐船が激増した。そのため、日本政府は長崎貿易制限令を出すに及んだ。このため積み戻りの唐船が、漂着を装っての密貿易をはかり、これに対する幕府の漂着唐船対策マニュアルが出された。(高鍋藩隈江家記)⁽⁹⁾

鄭氏降伏から半世紀のちの1737年（乾隆2年）に、乾隆帝が海難難民の救護・送還について、総督・巡撫に命じて有司を率いて撫恤を加え、地方存留を使用して衣料・食料を与え、船を修理し、

漂流船・民を帰国させるようにした。⁽¹⁰⁾

劉序楓によれば、この救護・送還システムでは、難民を発見した漁民は、直ちに官衙に報告しなければならない。海防庁が官吏を派遣して遭難の原因を調査し、あわせて積み荷に違禁の貨物がないかを検査し、州県の官舎に落ち着かせ、衣服・食料を支給する。州県から上級官署に報告し、原則として難民は省城所在地に送られ、総督・巡撫が朝廷に上奏し、あわせて戸部と礼部に咨明する。朝廷の指示を待って、出航港口か北京に送り、使節船あるいは商船で帰国させるという。日本へはもちろん商船による。

ただし清朝の難民救助－送還体制の確立（1737年）以前から、難民送還には勅許が必要であり、地方官からの咨文の発行、そして長崎奉行からの回答をうけて皇帝に復命を行う送還システムはできていた。（後述4節）それでは1737年ののち、どこが変わったかというと、①救助・護送を、地方官が公費（地方存留）を使用して公的に行うこと。②難民に皇賞の銀牌を賜与し、護送行路の安全を確保すること。③出航港または漂着地の省都からの中国国内における難民の世話、および長崎送還・引き渡し任務を洋銅商人が命じられること。④したがって原則として乍浦を出航港とする。⁽¹¹⁾ 以上の4点である。

以下に、主として1737年の清朝の送還体制成立以後における漂流日本船が幸いに中国に漂着したのちの中国での取り調べの方法。日本送還までの手順。帰国手続を終えて長崎に送還されるまで。長崎での取り調べの方法、中国から持ち帰った物の扱い、キリストン宗門改め、郷里での人別改め確認。いよいよ帰郷の際に命じられたこと。等の具体的な問題をとりあげたい。

3. 中国国内での海難難民の取り調べと撫恤

(1) 救護、取り調べ、護送

例えば、安永4年（1775）福建省泉州府惠安县の離島に漂着した奥州のもの15人の事例について。先ず武官の千總に尋問を受けた。言葉が通じないので、身振りで答えている。翌日、興化府の莆田県の県役所のお白洲で、典吏から尋問を受けた。のち知県が自ら書面によって尋問しようとしたけれど、読めないので身振りで答えた。翌日も県丞から尋問をうけた。護送されて省都・福州府に向かう途次、媽祖宮に一泊。福州では法海寺に逗留。閩県・侯官県知県の尋問を受けた。ここでは通訳が2名あり、詳しく返答が出来た。日本への送還のことも知り安心した。別の日本人海難難民と合流し、一週間滞在ののち、海路で浙江にいたる。乍浦を出航して長崎に着いた。（『通航一覧』卷206、『続長崎実録大成』卷9）

ほかの事例をも勘案してまとめると、次のようである。

- ① 千總など武官が尋問したのち、県の典吏、さらに知県が取り調べるという手順である。
- ② 省都には通訳がいて、難民に対応している。また他の日本人難民と省都で合流している。
- ③ 移動のさいの宿泊には、仏寺や媽祖宮等を使用している。出港地の乍浦では、日本商荷主が所有する2階建ての長屋式の店舗兼住宅に宿泊している。

宝曆元年（1751）、福建に漂着した南部藩盛岡のもの6人が船改めに際して、身分を証明するものとして「船切手」を見せている。（『通航一覧』卷218）この船切手とは、航海許可証としての船往来手形のことであり、乗組員の身分証明書にもなる。したがって、日本国内・国外を問わず、先

ずは提示が求められるものである。しかし破船などの状況では持ち合わせていないことが多い。

(2) 船体の処置について

漂着日本船は売り扱い上、代価が与えられたこと。

漂着日本船体は、漂着地から廈門に引き回され、廈門の提督から海防庁へ申し渡され、売り扱われた。清朝の送還体制確立ののちには、代銀が払われるさだめであった。⁽¹²⁾

(3) 五爪竜の銀牌⁽¹³⁾の賜与などの海難難民への撫恤

寛延3年(1750)福建漂着の陸奥国人7人に下賜された際に、難民の世話をしてくれた黄福⁽¹⁴⁾がいうには、(『通航一覧』卷217)

銀牌は寧波にて頂戴仕候、此牌を首にかけ候節は大切にいたし、貴き人に逢候ても、拝礼など不致やうに、黄福被申候、

とあり、皇帝の権威を象徴する五爪の竜牌を首に懸けているときには、へりくだっては困ることになる。この銀牌が難民に手渡されたいきさつについて、次のように記す。すなわち、乾隆帝が杭州へ御幸のおり、福建の総督が自ら杭州に出向き、日本の海難船のわけを皇帝に申し上げた。その後、皇帝が北京に帰朝の後に、銀牌7枚を総督に渡され、それより知府に渡され、知府より知県に渡され、知県より荷主信公興へ渡された。かくして7人の難民が頂戴した。この銀牌には五爪の竜の紋があるので竜牌という。後面に皇賞という文字がある。この竜牌は、本船が渡海のおり、竜王の虞あり、洋中数度風波つよく、一船のものはたいそう心配した。またこの竜牌に似たものとして、別に、皇帝が南巡の節に、七十歳以上のものに支給された銀牌がある。これには五爪の竜紋はなかつた。ただ養老という文字だけであった。

したがって難民に与えられた竜牌は、この高齢者への銀牌よりずっと格上のものだったことになる。

上記の通り、この銀牌には表に五爪の竜紋、裏に皇賞の文字があるという。また銀牌の下賜の流れは、次のようにあった。

皇帝→総督→知府→知県→荷主→難民

宝曆7年(1757)台湾漂着の志摩国人に与えられた銀牌について、形や用途を説明している。『通航一覧』卷215によると、大きさは六寸四方である。銀の板金に皇賞の文字が刻まれ、赤い房のついた紐が通されている。ひとりに一枚宛与えられた。日本への送還途次にいかなるトラブルが生じても、清朝の権威の及ぶ範囲においては、大切にされ、安全に送還されるはずであった。皇帝のお墨付きのスーパービザといえる。この銀牌は、長崎において取りあげられ、丁銀二枚が代銀として渡された。⁽¹⁵⁾

この銀牌の支給は、1737年の難民救助－送還体制確立ののちに始まったと思われる。それ以前には、例えば1712年奥州相馬の船が広東に漂着したとき、五寸ほどの木の札に、遠国の海難難民であり、帰国のために飯米を惠んでほしいと書かれたものを腰に付けさせてくれた人があったという。なんとも哀れな木製の乞食札を親切心で与えられている。⁽¹⁶⁾

公的に救助・護送が保証される難民救助－送還体制の成立は、やはり大きな意味があったといえ

る。

送還体制成立後の過ぎたる撫恤がみえる。同じく宝曆7年（1757）台湾に漂着した志摩国のものが、福建経由で翌年末に乍浦に送られてのこと。

長崎商売の唐人達が私共の旅宿に2・3人宛「役儀のやうに」あい詰め、酒肴持ち参り、また公儀よりも下された。殊の外ふんだんにござ候という。また日本から帰ったばかりという商人達も尋ねて来て旅宿に逗留して、「毎日毎日殊の外の振る舞いにて、私たち疲れ困り入申候、余り馳走過候故、麦飯給へ申度よし申候得は」と、質素な麦飯が食べたいと願い出るほどの馳走責めにあっている。

さらに大晦日に困ったことは、日本渡海の商人達が5人3人宛、歳暮に祝儀の心か、入れ替わり立ち替わり、幾人ともなく参り、酒を給い帰る。元旦の6つ過ぎまで参る。「日本へ参る唐人も余程大勢御座候」一人ごとに蓬萊のような作り物、鶴亀松竹の島台を持ち参り、旅宿の毛氈の上に7間4方程並へ置いた。何れも皆菓子肴のようであった。「私共はつかれ見計にて御座候、何様80人余り参り候」皆銘々一つ宛持ち参り、どれも綺麗であった。舞も踊りもあったけれど、何のことか合点いかず、おもしろくもなく候、夜明けまで吸物のようなものを凡そ40度も出候様に覚えている。後には蓋も取らず、「草臥はて甚困窮に存候。皆々元日の日の出前、漸に帰り申候」

「私共へ馳走の致し方、まことに忝なき次第であり、これと申すも日本のお影（陰）と有り難きことと存じたてまつる」と感謝している。いつもこうだとは思えないけれど、1737年難民救助・送還体制以後の過度ともいえる撫恤の様子がおもしろい。

4. 送還についての公文書の授受—北京（皇帝）の送還許可・命令と地方官の咨文、及び長崎奉行の回答

17世紀の次の3つの史料をはじめにみたい。

- (1) 元禄3年（1690）12月に薩摩国山川船が広東雷州に漂着した（『通航一覧』卷220）とき、「官府ヨリ帝都ニ奏聞シ、勅許有テ日本ニ被送届旨申付ラレ」た。さらにはまた難民を送還した高州船頭游伝孚たちの申口の中に、

広東の上官并に高州海南の官役より、証文被出之、御当地にても無相違日本人相届申候との証文を受候て、帰唐仕候様にと被申付

とあり、漂着地の地方官が、船主・荷主に対して漂流民の護送を許可する証文を発行した。これに対して日本側からの受取証文を要求した。

ところが高州出航後、再び福州海山で遭難した。上陸した後、福州で浙江・福建二省の総督の興永朝⁽¹⁷⁾と布政司の官・李氏、海防庁の官・王駿の3人が会議して送還のことを北京に上奏した。この海山での遭難の際に、広東の「上官」「高州海南之官役」より受け取った証文を失っていた。そこで北京からの命令・証文が届くのを待って、さらに総督・海防官庁からの証文各一通が給されたという。このときは、総督からの咨文も受け取っている。

- (2) 元禄5年（1692）11月普陀山外の島の馬跡山※に讃岐国塩飽の船が破船漂着した。（『通航一覧』卷215）

のち普陀山僧侶によって普陀山に送られた。普陀山は、日本への交易船のルート上にあるけれ

ど、便船によって直ちに送還されてはいない。翌6年4月に長崎入津の唐人からの漂流民についての情報として、

即刻本寺より寧波の県官へ其届有之候に付、県官并在山の官役衆様子承届被申、種々諍論の上、とかく北京へ注進不仕候ては難成候旨に相究、右日本人口上の通書付、北京へ通達有之候、然る処に私とも船折能出船仕、御当地（長崎）江罷渡申候間、私とも船に乗せ参度段、官役衆へ申断候へとも、北京へ注進の上は、御下知不參候ては、何国へも難遣よしにて、今度は乗せ参不申候

以上のように4月渡海の唐商船が難民を乗せて上げたい、難民も同乗したいとの願いがあった。にもかかわらず、北京からの勅許が間に合わないために、難民を送還できなかった。結局、許しを待って、7月出航の普陀山仕出し寧波船2艘に7人ずつ分乗して送還されたのである。つまり塩飽船の難民は、寧波・乍浦に送られることなく、日中交易のルート上にある普陀山から寄港の唐船で送還されたわけである。

(3) 宝永2年（1705）9月広東省海南に漂着の陸奥国人を送還するに際して、通関上のトラブルを避けるために、広東官所から証明書が与えられている。⁽¹⁸⁾

以上の3件の事例は、1737年の清朝難民救助－送還体制確立以前のものである。つまり、送還体制ができあがる以前から、送還に伴う公文書のやり取りについては、厳格に行われていたといえる。したがって、1737年の意義は、主として難民を公的に救助する制度が定められたことにある。送還体制については、1737年以後には、洋銅商人が命じられて、省都ないしは出航港で難民を引き取り、長崎までの生活万般の面倒をみながら回送の責務を負うシステムになった。

次に送還体制確立ののちの事例を見る。『長崎実録大成』卷12に、寛延3年（1750）、奥州南部の船が暴風に遭い、福建省秦嶼島に漂着。宝暦元年12月20日11番寧波出し鄭青雲船が6人を送還。

廈門海防府許氏ヨリ咨文一通、寧波府鄞縣黃氏ヨリ咨文一通差送り、漂流人共無滞送り届ケ、返書請取可來、則帝都ニ可奏聞ノ由申シ来ル、委細江府言上有之処、御下知有テ、廈門・寧波両所ノ官府ニ返書可被相渡ノ旨、菅沼氏ヨリ回咨二通、両所ニ被相渡、且又荷主信公興ニ米七拾俵、鄭青雲ニ三拾俵、童天榮ニ二拾俵、黃福ニ三拾俵被相与、本船申三月七日出帆ス。とある。たしかに廈門海防府許氏（許逢元『道光19年廈門志』卷10職官表）と寧波府鄞縣黃氏よりの咨文（ともに乾隆16年11月1日付、日本国王宛）各一通と、これに対する長崎奉行からの許氏・黃氏宛の回咨2通（宝暦2年2月28日付）の写しがあり（高知の山内家所蔵『福建漂着記』），このシステムの存在が確認できる。

これら地方官が、難民に添えて日本に送った対等官署への咨文について、問題提起をしておきたい。受け取った日本側に残された咨文の写しが、2通共に「日本国王」宛になっていることである。『福建漂着記』の史料批判（別稿）を待たねばならないけれど、日本側がわざわざ「日本国王」に改竄するはずないので、元もと日本国王宛の咨文を受領していたことに疑問の余地はない。回咨の差出人は、「長崎鎮府下野守源」とあり、この時期の長崎奉行が下野守菅沼新三郎定秀であった事（『柳當補任』）とも一致する。文面の形式・内容も咨文としての矛盾がない。したがって、信憑性は高いと見るべきである。そうであるならば、清朝の「非公式の外交文書」が冊封・朝貢システムのなかに日本を組み込んでいるかの如き扱い（あるいはそれ以下の対処）をしているのを幕府が

容認していたことになる。

唐船の船頭・財副たちには、中国からの送還の証文を長崎奉行に渡すだけでなく、長崎での難民受け取りの証文を持ち帰ることが命ぜられたのである。「証文無之候ては、北京への返答可申様無之、諸官職及迷惑候旨、堅其段相心得、始終首尾能様にと、重々念を入被申候」(『通航一覧』卷220)「御当地の請取証文持参可仕段、呉々被申付候」(『通航一覧』卷215)という。

つまり督撫が上奏によって、北京からの勅許を得たら、海防官庁と寧波府鄞県知県からの咨文⁽¹⁹⁾を洋銅商人に渡し、長崎での難民受取の証文を持ち帰るように命じる段取りである。長崎奉行の回咨⁽²⁰⁾を添えて北京への報告を命じられていたからである。

ところが、のち明和4年(1767)に江戸幕府は長崎奉行からの回咨を取りやめた。ルソン漂着の筑前・伊豆の者を送還するに際して、唐船主がルソン漂着のことを隠して贋作の咨文を差し出したためである。(後に記す)

5. 日本人難民に対する長崎での取り調べ

長崎の港に着いたら、すぐに長崎奉行所に召し出され、踏み絵を仰せつけられる。また漂流の次第を尋問される。尋問が行われる期間は、揚り屋なる牢に入れられて隔離される。⁽²¹⁾尋問を受けるのは漂流民だけではなく、送還してきた唐人も同様である。遭難・漂着・救護・送還等について、一通りに吟味を受けた後に取り調べ調書が取られる。その口書きの文章の中に、送還した唐人からの補足説明文が朱書で記される。難民に付き添い世話をしている通詞がほとんどを返答している。つまり咨文と漂流民の返答の内容について誤りや偽りがないかを確かめるために、唐人にも尋問したわけである。

その尋問は、例えば寛延3年(1750)に福建に漂着し、翌年送還された陸奥国船の民、又五郎と伊七郎とを白洲に同席のもとで、客唐人童天栄と黄福の両名に対して、長崎奉行配下の山崎仁左衛門、松本弥右衛門が尋問を行っている。又五郎・伊七郎からの口書きについて、唐人両名が説明する形になっている。(『通航一覧』卷217)宝暦11年通州漂着陸奥国船についても通詞が尋問を受けている。(『通航一覧』卷219)

宝暦12年(1761)7月25日に、去年の12月に南京通州沖に漂到した陸奥国新浜の者が、蘇州府官署の咨文を添えて長崎に送還された。そこで長崎奉行は糾問をして、その結果をまとめて江戸に言上した。

その長崎奉行が整理した文章等に基づいて、尋問のポイントを推測したい。

①福吉丸二十四端帆船、②奥州御代官御米二千七十五俵を積み、江戸に可相納旨にて、③去巳11月28日仙台領荒浜より出船せしむる所、④12月3日難風に逢い。帆柱楫を取られ、何国とも知れず大洋中に漂い出、当午の正月28日、又また大風に逢い、船半分破却し、半分残船にて数十日漂流し、⑤同4月28日、唐国南通州沖にて、商船王長泰という者助け救ひ、両官署に訴し処、⑥夫れより蘇州府役所に被相送、彼地にて吟味の上、日本人風難に逢し次第を被聞届、厚く撫育を加えられ、米遣用等を相与えらる。⑦但17人の内2人病死、相残15人上海に被相送、⑧破却の船に残りし米118石、唐国の値段積りにて銀1貫990目、并破却の船代279匁に可相払積りにて、銀を封印にて被相渡、⑨蘇州府官李氏咨文1通、銀牌15枚相渡、⑩商民顧振生方に引請させ、船頭方拱辰、脇船頭沈綸溪

に申し付船を仕立、⑪5月24日上海より令出船の処、風不順にて所々に船繫り、6月23日肥前州五島領玉の浦という所に漂着す。⑫即刻其所より役人差出され介抱に預り、警護船相添、7月25日、日本人15人無難にて長崎港に送届らる。其内1人着船数日後、此方にて病死し、14人と相成る。⑬右の趣、委細江府に言上有之処、⑭10月15日御下知有之（『通航一覧』卷229）

きわめて淡々とした役人らしい記述である。ともかく、以上より確認しうる事項は次の通りである。

①船名②積み荷③出航日④遭難の月日と内容⑤漂着の次第⑥撫恤内容⑦難民の生死⑧積み荷の残りと破却の船の代銀⑨咨文と銀牌の所持を確認⑩日本送還を唐商に命じたこと⑪⑫日本送還の次第以上のことと長崎奉行が江戸に言上し、老中からの許しがあったので、長崎奉行が回答と褒美を唐人に渡したという。

ただし事実の確認にとどまり、ここには肝心なことが書かれてはいないといえる。やはり送還された漂着日本人に対する長崎での取調べの中心は、キリスト教信教と抜け荷に関する詮議である。書かないことによって、肝心なことについては問題がなかったということである。

長崎奉行所付き役人のマニュアル「唐方諸向仕役留」には、お白洲の入り口で踏絵を踏ませる。⁽²²⁾さらに、お奉行が直々に「日本より漂流の次第」を尋ねることになっていた。返答の口書きにはきわめて詳細な記録が見える。

<宗門について>

- ① 踏絵等も申付候。単に踏めるか否かだけでなく、その様子を観察して不振な言動がないかを見ている。（『通航一覧』卷206, 217, 221, 229）
- ② 宗旨の確認等が行われている。（『通航一覧』卷225、宝暦2年浙江漂着の陸奥国人）（『通航一覧』卷221、宝永2年広東漂着陸奥国人）（『通航一覧』卷217、宝暦元年福建漂着の陸奥国人）（『通航一覧』卷229宝暦11年江蘇漂着陸奥国人）（『通航一覧』卷206安永4年福建漂着陸奥国人）各人の檀那寺・本籍を確認し、宗旨が記されている。まずは船往来手形の所持を確かめ、身分を確認しようとするのが海難難民に対する常識であろうか。（『通航一覧』卷236）

総じて、オランダ人・南蛮人を除き、漂着唐人・朝鮮人（『通航一覧』卷136）等外国人の漂着民に対しても、外国に漂着し帰還した日本人に対しても、すべて宗旨の確認が行われている。

日本漂着の唐船・朝鮮船・琉球船等については、漂着地において宗門の改めが行われている。⁽²³⁾明和1年（1764），ボルネオ漂着の孫太郎を送還したオランダ船について、呼び出さずに、オランダ通詞による和解ですませている。（『通航一覧』卷270）

- ③ 経文唱など教申候哉、又者為替（かわり）仮にても見候儀御座候哉と、再三御尋被成候。（『通航一覧』卷221、宝永2年同上）

<抜け荷について>

宝暦2年12月舟山漂着の奥州氣仙沼船の乗員13人が、同4年の口書に、日本の金銀を所持していなかったので、……買い物を一切していない。持ち戻り品は別帳の通りであり、「此度御改を請外、隠物毛頭不仕候」という。（『通航一覧』卷225）

また同じ口書に、「国元出帆の節より、一切武具少しも積乗せ不申候」と武具を密売していな

いことを、「宗門勧め」に会っていないことと共に強調している。脇差し等の刀剣について、その所持処分について尋問されることが多い。あるいは抜け荷というよりも、防衛上の関心によるのか、注目しておきたい。

6. 帰郷難民に対する幕府の命令

無事に長崎に送還され、長崎奉行所での取り調べを受けて、キリストン・抜け荷の疑いが無く、郷里においても間違いなくその者の所在が確認されたならば、帰郷が許される。その場合、

宝永2年広東省海南に漂着した陸奥国人について、次の事が命じられた。

①此者帰りても、故郷にて海南の事、話す事なけれ。

尤②海舟にのせ申間敷也。大事に仕置可申との事也。

宝暦元年福建漂着の南部藩民6人の取り調べが終わり、藩から引き取りの迎えが到着した。長崎奉行所が、漂着民に渡した文書に、(『通航一覧』卷217)

其方共儀吟味相済、江戸表へ伺の上、国元へ相帰条、向後無構相応之渡世可致候、尤御領分の外、

③他領へ住居の儀致間敷候事

④唐銀・唐銭・竜牌を所持の場合、換算して文銀を支給する。

⑤唐国で支給された衣服木綿切等は持ち帰ってよろしい。ただし、唐鏡・唐量（ます・はかり）は取り上げらるべし

宝暦4年の仙台・南部の帰還漂民に対して、長崎奉行からのまとまった命令が記される。

一、先達て唐国江令漂着候御領内仙台の者十一人、南部のもの二人、此度差返し候条、無構相応の渡世可被申付候、尤御領分より外不致住居候様可被申付候。

一、右之者江唐国において被与候唐銀唐銭は取上げ、代わり物何も文銀を以為取候事

一、右漂着のもの死失候は、可被相届候事

一、漂着のものとも、在所より積出候残荷物舟具衣類小道具等、其外唐国において相与候衣類木綿切小間物等の儀は其儘為取候事

右之趣、江戸表江相伺、依御下知申渡候、以上、

以上をまとめると、送還された海外漂流民が帰郷に際して命じられたことは、次のようなである。

1. 故郷にて異国のこと話をしてはならない。

2. 帰国後、御領分より外に住んではならない。船乗りになることを禁じる。

3. 竜牌・唐銀・唐銭は取り上げられ、かわりに日本の文銀を渡されること。

4. 衣類・小道具類は、中国製の物をそのまま所持し使用することを許す。ただし、唐鏡・唐量はとりあげられる。

3の唐銀・唐銭について、具体的には唐国において難民に与えられた元宝銀四百六十匁を取り上げる。その代わりに文銀九百二十匁を与えること。但し元宝銀の入っていた袋は、銘々持ち帰ってよろしいという。

唐銭九十八貫二百九十八文は、漂着船の積み残りの内、腐って貯えがたき品の代金。この代わりに文銀一貫二百六十八匁四厘二毛八才を与える。

元絲銀六百目、船壳却代唐銀の代わりに文銀九百匁取らせること。

以上のように、中国の唐銀・唐銭・唐量を送還難民から取りあげていることは、日本国内における使用を禁じているからである。東アジア世界における中華圏域とは別の政治的・経済的圏域としての日本の独自の歩みー「鎖国」を理解すべきであろう。

一方では銅不足に悩む清朝が、1752年に沿海地域において、日本の寛永通宝を使用することを禁じたのは、日本銅銭の中国への流入が、経済を混乱させるというよりも、日本貨幣の通貨圏域に中国が巻き込まれることを懼れたためと推測しておく。貨幣流通圏域による環シナ海地域システムを考察する必要性がある。

清朝が朝貢システムを確立したことによって、これより早く鎖国によって自立していた日本圏域は、小中華帝国=日本として明確にできあがっていったとみることが可能であろうか。

7. 郷里への送還の方法

長崎から生国への帰郷に際し、その藩に「聞役」が置かれていれば聞き役に預けおかれ、江戸老中にお窺いのうえ下知を受けて帰される習いであった。

正徳元年（1711）11月筑後國久留米のもの海上を漂流中に、広東船主陳永興に救助され、広東〔広州〕に向かう途中で再び遭難、広東海南の電白県に着船す。官府より奏聞を経て、広東督理官巴氏より部牌1通が与えられ、船主・金永發に4人の日本人漂民の送還が命じられ送還された。その部牌に康熙52年5月16日とあり、すなわち日本の正徳3年にあたる。吟味の上、久留米聞き役に預けおかれ、江府お窺いのうえ、御下知によりて、本国に帰された。

孫太郎漂流のさいには、筑前聞き役の興膳善太夫がみえる。老中よりの下知を受けて、7月には孫太郎の宗門について、松平筑前守の聞役興膳善太夫に対して、孫太郎の住所・宗旨・寺のことが書面の通り相違ないか、国元で確認するように命じられた。その結果、「孫太郎」は以前の名で、孫三と改めていた。遭難後に宗旨人別帳に「払捨」とされたときにも孫三と記されている。寺を「ばんかい寺」というのは願海寺の間違いである由、国元からの報告があった。名前については孫三から、またまた孫太郎に変名していたし、寺名については覚え違いであったので、同一人物であることで落着した。

次の薩摩の1741年の事例も同じ。

寛保元年（1741）7月27日舟山に送られた薩摩船、同晦日總兵の官所にて、漂着の次第尋問有り、また知県の官所に出、よりて總督・巡撫より帝都に奏問あり、数月を経て、このものども日本に送り遣わすべき旨の勅許あるの由、12月5日舟山より乍浦に送られ越年し、当5月10日乍浦より出船し、同20日当〔長崎〕湊に着船せり。御吟味の上、薩摩聞役に預けられおき、江府お窺いの上、御下知ありて本国に帰しむ。（『通航一覧』卷225）

聞き役のおかれていた西国14藩では、聞き役が長崎奉行・藩との連絡調整を行った。その外の藩では、帰郷の世話を御用達商人が行っていたわけである。⁽²⁴⁾

8. 日本人難民を送還した唐人達への褒美米

元禄元年（1688），薩摩のもの10人が廣東に漂着，廣東の戸部の官の觀音保の世話を受ける。皇帝の勅許ありて送還される。唐船帰帆の節，米30俵，薪水，肴野菜等を与えらる。（『通航一覧』卷219）

元禄3年（1690）12月薩摩の国山川の船，廣東雷州府に漂着。帝都に奏聞し，「勅許有テ」（『長崎実録大成』）日本に送り届けらるべく命令あり。4年7月高洲より出船（船頭は游伝孚）。のち福州海山で大風により破損したため，修復のため滞留し，元禄5年正月2日に海山出航，寧波，普陀山等に船を寄せ，3月10日に長崎着。帰帆の際，糧米100俵が与えられた。（『通航一覧』卷220）この様に，17世紀末には日本に漂流民を送還した唐人に与えられる褒美米の事例が見えるけれど，一定額に定められてはいない。

18世紀の中葉になると船荷主に70俵，船頭に30俵，通訳世話30俵，同20俵に定められていた。また長崎会所の欠所銀の中から支出する定めであった。例えば，南部藩の福建漂着民を送還した船に対する褒美米について，宝暦2年（1752）2月27日，立山御役所（長崎奉行菅沼下野守新三郎定秀御屋敷）に，船頭鄭青雲と客商黃福・童天栄が召し出されて，褒美米が与えられている。（『通航一覧』卷218）

荷主の信公興に対して「去年日本南部之者，唐國へ漂流候處，官所より被相渡候由にて，在唐中并当地へ送届迄之内，世話万端無残所，丁寧を尽し候段令満足候，依之米七十俵為取之候」。

同船主の鄭青雲に対して「同断其方船にて送来，船中万端引受致世話候段令満足候，依之米三十俵為取之候」。

同船客の黃福に対して「同断寧波在留中，其方昼夜附添，湊并船中迄，万事深切に到介抱遣候段令満足候，依之米三十俵為取之候」。

同船客の童天栄に対して「同様此度送来候船中，其方深切に介抱之上，病人へは服薬等迄始終懇に到世話遣し，吟味之節も度々罷出，彼是心遣候段令満足，依之米二十俵為取之候」。

と，荷主，船主，客商のそれぞれの役割に応じた褒美米が与えられている。

もとより老中に伺いを立て，許しを得てから与えている。また複数の唐船に分乗しての送還の際には，褒美米の量もそれに対応して少額になっていることもある。（『通航一覧』卷222）

一方，漂着日本人を送還したオランダ船・南蛮船への褒美米についてみる。孫太郎を送還したオランダ船に対する褒美米について，「唐人より日本漂流人連渡候節は，於唐國扶助仕候荷主江米七十俵，船頭江三十俵，脇船頭財副并介抱人江二十俵宛，其節之扶助仕候もの江割合，会所欠所銀之内を以買入相渡申候」と唐船に対する褒美米のことが引き合いに出されている中に，長崎会所の欠所銀によって支弁する旨の記載がある。このオランダ船に対しても同様であった。ただし扶助日数と人数が少ないために褒美米は少額に抑えられている。

南蛮船については，元来は渡來が許されていないけれども，貞享元年（1684）マカオ漂着の伊勢の船の12人を送還してきた南蛮船にたいして，米30俵を下された。この算出方法は，朝鮮船を対馬に送る際に，1日1人7合5勺の計算である例に基づいて，20俵では船中20日の日積もりに少し足りない。30俵では28日の日積もりで少し余るけれど，多い分はよろしい。漂着朝鮮人のための「朝鮮人扶持方雜用金」は，高木作右衛門のお預り金の内から渡されることになっている。この度の南

蛮船に対しても、この高木預り金から渡されるように申しつけられた。制度として、漂着朝鮮人に對する扶持方雜用金は、長崎代官の高木作右衛門の預り金から支出されるのである。ここでは南蛮人についても、同じ出処から支出されることになっている。かくの如く唐船に対するものを除いては、褒美というよりも、食費実費支給という算出根拠によっている。

さらには南蛮人の渡來は禁制になっているので、今後日本人が漂着する事があつても、決して日本に南蛮船を差し遣わして送還することのないように命じている。しかしながら、そうはいっても褒美をとらせて帰している。

山本博文（『鎖国と海禁の時代』校倉書房、1995年、「沿海防備体制と国絵図」）は、鎖国体制の成立の説明として、寛永16年（1639）のポルトガル人追放の翌年の寛永17年（1640）に、貿易再開の嘆願に来たポルトガル人61人を、幕府は処刑した。ポルトガルからの使節を処刑した幕府は、その報復を畏れ、正保国絵図を作成し、遠見番所を設けて沿海防備体制を厳重にし、鎖国体制を整えたという。幕府が沿海防備体制を整えて異国船に対する厳しい警戒をはじめた原因是、そのとおりであろう。が、上記のとおり44年後の1684年には、すでにポルトガル船を受け入れているのであり、いつまでもポルトガル・スペインが攻めてくるとは考えてはいない。漂流民送還については、19世紀のモリソン号に対するよりも柔軟であったわけだ。

この南蛮人逆襲への恐怖よりも、鎖国令の一環としての寛永16年「浦法度」（『御触書寛保集成』21）に、異国船着岸の際には、先年お定めの通り、「早船中の人数を改め、陸地え不上して、早速長崎え可送遣之事」とあるとおり、モノだけでなくヒトに強い関心を持っていたことに注目すべきであろう。こののち開国まで、というより今日まで一貫して、中国からのヒトの入国を阻止しようという政策がとられている。とりわけ明末清初期の「華夷変態」の状況下において、難民対策が国家的課題であったと推察できる。つまり、鎖国政策を選択した時期には、キリスト教と密貿易のみならず、ヒトの流入阻止が沿岸防備上の重要課題であったといえる。

9. キリシタン禁制について

日本におけるキリシタン禁制に対して、長崎交易の唐船は、あらかじめ備えて出航してくるのが当然のことである。そこで次のような決まり文句も見える。

私共儀、大方年々御当地江為商売渡海仕候もの共にて御座候得は、日本御制禁の邪宗門の者、并書簡（籍カ）道具等にいたる迄、隨分於寧波吟味を相遂、少も御法度の品々積渡不申候、右五嶋領江漂着仕申候より外、日本の地何国江も船寄せ不申候（『華夷変態』卷25、『通航一覽』卷226）

これは元禄11年（1698）正月3日に肥前の国五島に漂着した寧波商船の船主達の申し口である。船主・客商達が、ご制禁の邪宗門の信者・書籍・道具等に至るまで、寧波において出航前に充分に取り調べてきたことを述べている。後半の漂着地以外に船寄せしてはいないとの文言も決まり文句である。

このように、寧波において、邪宗門の者や書籍・道具等に至るまで吟味して、日本での御法度のものを積み渡すことがないようにするという。唐船荷主達は、日本の鎖国体制に対応した自主規制を行っていたわけである。

しかしながら、スペイン統治下のルソンに漂着した日本人の送還に際して、唐人側からルソン漂着が幕府に知れると死罪になると懼れて、ために海南島に漂着したことにして、官所の咨文も作成（捏造）した。送還の唐人達は漂流民とも口車を合わせていたのである。

宝暦3年（1753）に江戸出船の後、奥州岩城灘で大風にあい漂流して、ルソンに漂着した福聚丸15人乗り組みのうち1人三之助が、5年5月23日に4番乍浦船により送還された。

ところが、3年後の宝暦6年2月4日に、4番乍浦出し船の呉逸求船により、筑前の者2人、南部の者1人、豆州の者1人都合4人が送還された。この者達は当初15人の内、4人が生存のことであるが、三之助の申し口とこの15人が全く同じであるため、問い合わせたところ、15人共に存命であり、ルソンに漂着したけれども、御制禁の国であるため、これまで堅く隠してきたことを白状した。ルソンにて邪宗門入信を勧められたけれど、4人は入信を拒んだ。ために、食物を一両日与えられなかったり、「寺の坊主」が4人に対して、日本に帰国したら必ず殺される等の悪口をあびせた、という。また三之助に付き添っていた唐人からも、日本人がルソンに漂着したと長崎での取り調べのお白洲で申し出たら、お仕置きをうけるであろう。したがって、海南で破船し、広東そして乍浦に送られた旨、偽って官所の咨文に記すように手配するとの配慮をしたいとの申し出があった。4人はその唐人の考えに任せたという。

長崎奉行により偽りがばれて、さあ大変だということであったが、江戸に言上の結果、4人の罪を許すことであった。さらに菅沼氏から回咨一通が渡され、褒美米として、船頭呉逸求に米30俵、付き添い唐人2人に20俵宛、外に本船荷主浅泰来に70俵を与えた。

なお、先に送還されて同じくルソン漂着を隠し、外の乗組員が死亡と偽った三之助についても、不埒であるが唐船主の沈綸渙の申すに任せて偽ったとのことであり、本人に邪宗門入信の疑いもないのに、叱りつけて今後伊豆の國の外に出ないように命じられただけであった。（『長崎実録大成』卷12）

以上のように、日本のキリストン禁制の厳しいことが18世紀中葉の東アジアではよく知られており、日本通の唐人が、日本の事情を配慮してルソン漂着を隠すようにしたことが知れる。

ところが再びルソン漂着の事実を唐人が偽ったことが発覚した。

明和2年（1765）に、筑前・伊豆の者がルソン國に漂着し、同4年に乍浦船より長崎に送還。このとき宝暦12年（1763）漂流の筑前國唐泊のものもともに帰朝した。『長崎実録大成』卷12の当該船の条に、

但此船ヨリ嘉興府ノ咨文持渡レトモ、其文段甚々不相當ノ趣ニ付、被遂詮議之處、〔船主〕汪繩武過チヲ悔ヒ、自己ノ慾心ヲ構テ謀書ヲ頼ミ入シ段及白状故、咨文被返却、向後共ニ返翰容易ニ取合無之段、急度被仰渡之

とあり、嘉興府の咨文を、船主が自己の判断で偽造したとされる。

『通航一覧』卷181の註にも「此時唐船主賛作の咨文を出せしにより、自後回咨を授けざる事になる」というように、これ以後、長崎奉行からの回咨が行われなくなったのである。

10. 日本漂着の唐船・朝鮮船・琉球船について

前節までは、異国船による日本人海難難民の護送にかかる史料をみた。ここでは、逆に日本に

漂着した唐船・朝鮮船・琉球船を幕藩体制がいかに迎えたかを見る。

日本に漂着した唐船・朝鮮船を救護・監視し、長崎に護送するについては、時期や漂着地の藩によって若干の違いはあるものの、次のような共通の厳格な定めがあった。⁽²⁵⁾

- (1) 唐人の上陸を許さない。(ただし漂着地が薩摩藩の場合には上陸を許される。破船の場合には、仮小屋に収容される)
- (2) 唐船が逃げないように、人質（質唐人）を取る。
- (3) 唐人は、生者も死者も検分する定めであり、原則として遺体（塩付）も長崎に届ける。
- (4) 積み荷は、沈荷物から船溝にいたるまで、すべて長崎に届ける。

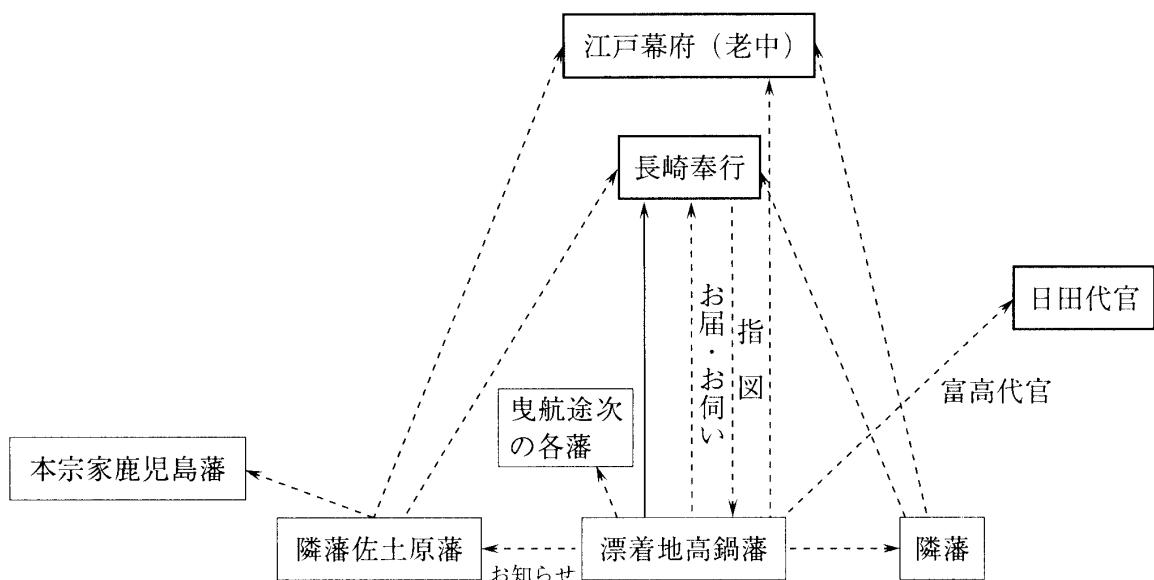


図2. 高鍋藩漂着の唐船回送と漂着情報（黒木Iより転載）
実線は漂着船の回送、点線は情報の流れ

さらには、日向の高鍋藩の事例では、唐船漂着の事実を確認（船籍・乗組員・積荷等）したら、すみやかに①長崎奉行に報告し、指示を仰ぐ。かつまた②日田郡代（代官）・富高手代（代官）に報告し、③江戸の留守居をとおして、老中にお届けし、④隣藩の4藩（延岡・佐土原・薩摩・飫肥）にお知らせする義務があった。⑤幕府（長崎奉行）からの長崎送還の命令を受けると、通過途次の各藩に対し、曳舟の依頼を行った。

なお、本藩に漂着しない場合にも、隣藩に漂着の際には警護等が必要であるだけでなく、長崎奉行と江戸の老中に早々に報告しなければならなかった。ときに漂着地の藩よりも隣藩からのお届けが早いこともあります。漂着地の藩が面目を失うこともあった。⁽²⁶⁾以上要するに、図2のとおり、漂着地藩が幕府・隣藩の監視のもとで、漂着唐船・唐人を長崎まで回送しなければならなかつたのである。長崎奉行に引き渡す際には、積み荷目録と現物との照合等の厳格な取り調が行われた。また唐人達も当然ながら、取り調べを受けることになる。⁽²⁷⁾

11. むすび

小稿では、はじめに17・18世紀における環シナ海地域をとらえる時期区分の論理を提示しようとした。先ず明朝滅亡—清朝成立のどさくさで、中国の環シナ海朝貢システムが崩壊した。一方では、日本が海防体制を強化しながらも、中国の混乱の間隙を縫って、小中華帝国システム圏域を、琉球・朝鮮をふくむ鎖国体制として成立させた。しかしながら、1683年の鄭氏降伏によって、清朝の朝貢システムが形成され、1696年には、幕府が琉球を清朝朝貢システムの中に位置づけるべきとの判断を下した。

さらに1737年、清朝の難民救助・送還システムの確立によって、日本は清朝中國から自立した政治的位置を、より明確に保つことになった。清朝中國の送還システムの成立とは、もとより環シナ海の海難難民の送還が公的に行われるようになったことを意味する。したがって『清代中琉関係檔案選編』(中華書局、1993年)も、この時期、乾隆2年(1737)からの奏摺を掲載しているわけである。さらには、この撫恤システムが成立したことによって、清朝の環シナ海における制海権が名実ともに確立したといえる。

清朝地方官から日本への難民送還の咨文の宛名は「日本国王」であった。清朝サイドでは、形式的には清朝朝貢システムの外縁に日本を組み込んだ形をとっていたといえる。日本からの回咨文の差出人は、長崎奉行であった。このかみ合わぬ咨文のやり取りは、ルソン漂着難民送還をめぐるトラブルにより、明和4年1767年に幕府が取りやめたのである。

唐船などの異国船が日本に漂着した際、幕府・長崎奉行は、漂着地各藩に対して救護そして長崎送還についてのきわめて厳しいシステムを強いた。また唐船・オランダ船・朝鮮船による異国漂着の日本人を入国させる際にも、幕府・長崎奉行が厳格に対処し、長崎では難民だけでなく送還してくれた唐人達をも尋問するシステムであった。

清朝中國と日本における海難難民救護について、若干の比較をしてみよう。左が中国漂着の日本人難民。右が日本漂着の中国人難民の遭遇である。

<中国に漂着の日本人>

- 寺・廟・旅宿か洋銅商人の店舗に宿泊。
- 救護・送還体制のもとでは皇帝から竜牌を下賜、公的に救助・護送され、洋銅商人により長崎貿易の唐船に乗せられて長崎送還

<日本に漂着の異国人>

- 漂着地において、原則として上陸を許さない。船中に収容。破船の場合は仮小屋に収容。
- 漂着地において、氏名・年齢・身分・宗教事項を記録させ、老中・長崎奉行・隣藩に報告させる。漂着地の隣藩にも監視させる。
- 漂着地の藩が長崎まで回送する。
- 長崎においては未決囚牢獄に収容。
- 一貫して犯罪者と同様の待遇

以上のように、中国と日本との海難難民に対する対処の仕方が、はっきりと異なっている。

近世日本政府は、出入国管理を長崎で厳格に行っている。すなわち異國の人を通してであれ、送還された日本人の海難難民からであれ、異国のモノ・カネ・情報とともに、一般の日本人への接触・

流入を厳格に断つ政策を探っている。それにもまして、日本への異国のヒトの流入を阻止しようという政策意図が明確に認識できる。

この日本の厳格な海難難民への管理政策の背景には、鎖国体制が日本国内に唐モノを安定供給したいけれど、一方ではヒト・カネ・情報の流入を阻止するシステムであったことと密接不可分の関係がある。

これに対して、中国圏域に漂着した日本人に対する明・清朝の姿勢は、きわめて緩やかであった。当否は別として、小林・松原が朝鮮琉球間の漂流・漂着記録を集積した結果、中国を軸にした環シナ海における漂流者送還の基本原則は、自力回航であったという仮説（小林77ページ）を出すほどに、国家による暴力的管理が行使されない恩恵による送還システムであったと理解できる。

鎖国当初のポルトガルに対する防備と幕末期の開国を迫るロシア・アメリカ等の外圧から日本沿海を防備する緊迫した時期を除き、幕府の「対外」政策の基調は、異国船・人の侵略に対してよりも、キリスト教関係文物とキリシタンの流入・侵入と密貿易・抜け荷の厳禁、および難民の流入阻止におかれていった。したがって、鎖国システムは、外向きというよりも、むしろ日本人に対する国的な体制管理を主眼としていたといえる。

小稿で論じなかった重要な論点として、薩摩ネットワーク等の鎖国の境界線のシステムの外にも漂流にこと寄せる密貿易について、環シナ海地域システムに位置づける必要がある。例えば、元禄7年（1694）10月20日に薩摩甑島に漂着した潮州船の船主等の誓詞に、

態（わざ）と破船も仕候はゝ、天地神明の重罰之段は不及申上に、其上種々之冥罰を罷蒙り可申候、自然胡乱之儀共、脇より漏聞え申候はゝ、其節者如何様之稠敷御罪科にも可被仰付候
（『通航一覧』卷220）

とあり、また元禄8年9月に薩摩領永良部に漂着した福州船が、9年6月長崎港に護送され、誓書を提出した中に、

漂流に事寄せ薩摩領江着岸仕申候はゝ、則王上御明白之御詮議にて、急度罪科に可被為行候
（『通航一覧』卷210）

と自ら語るに落ちる発言が見える。漂着を装った密貿易が行われていたからこそ、定式化された決まり文句の発言といえる。

小稿は、文部省科学研究費補助金基盤研究C「近世日向沿岸漂着唐船・琉球船と密貿易に関する基礎的研究」（代表 黒木國泰）の成果の一部である。

註

- (1) 漂流しているときには漂流民、漂着したら漂着民ではあるけれど、救助・保護送還の対象としては難民と呼ぶべきであろう。いま劉序楓の用語「海難難民」を使用する。ただし、日本では近海で投錨すれば漂着とみなす等の違いがあるので、「漂着船・民」もあわせて使用したい。
- (2) 近年の環シナ海地域研究の特徴として、一つは鎖国論と朝貢システムの論理の展開があり、もう一つは史料の集積・整理が組織的に行われつつあることである。例えば以下のものがある。なお、鎖国が海禁の一種であり、海禁と呼ぶことによって、東アジア共通のベースでものが考

えられるメリットはあるけれど、鎖国には、中国の海禁と異なった側面もある。小稿では、海禁の名の下に一般化を行わないで鎖国を使用する。

濱下武志『朝貢システムと近代アジア』(岩波書店, 1997年)

紙屋敦之『大君外交と東アジア』(吉川弘文館, 1997年)

山本博文『鎖国と海禁の時代』(校倉書房, 1995年)

荒野泰典『近世日本と東アジア』(東京大学出版会, 1988年)

中村 賢編著『長崎奉行所関係文書調査報告書』(長崎県教育委員会, 1997年)

長崎学の泰斗中村先生が、1998年3月にこの報告書を最後に逝去。

中村 賢「漂着唐船の長崎回送規程と実態－日向漂着船の場合」『近世近代史論集』(吉川弘文館, 1990年)。

劉序楓 I 「從清朝對日本海難難民的遣返來看清代中日關係（1644－1861）『何石・金昌洙教授華甲紀念史學論叢』(ソウル汎友社, 1992年)。

劉序楓 II 「清日貿易の洋銅商について－乾隆～咸豐期の官商・民商を中心に－」『九州大学・文学部東洋史論集』第15号。

黒木國泰 I 「近世日向沿岸漂着唐船・琉球船と密貿易(2)」『宮崎女子短期大学紀要』24号, 1998年。

黒木國泰 II 「近世日向沿岸漂着唐船・琉球船と密貿易(1)」『宮崎女子短期大学紀要』23号, 1997年。

黒木國泰 III 「安政2年折生迫漂着江南沙汰壽商船について下」『宮崎女子短期大学紀要』22号, 1996年。

黒木國泰 IV 「安政2年折生迫漂着江南沙汰壽商船について上」『宮崎女子短期大学紀要』21号, 1995年。

黒木國泰 V 「元文六年佐土原漂着の乍浦仕出し『暹羅船』－近世日向における中国漂着船－」『宮崎県地方史研究紀要』20輯, 1994年。

小林茂・松原孝俊「朝鮮から琉球へ、琉球から朝鮮への漂流年表」『漂流・漂着からみた環東シナ海の国際交流』(小林茂編著文部省科学研究費補助金研究成果報告書, 1997年)。のち、六反田豊が加わり、『歴代宝案研究』第9号(1998年3月)に増補版年表が同名で掲載されている。小稿での引用は後者による。

上原兼善編著『朝鮮通信使および東アジアの漂流民をめぐる諸問題』(文部省科学研究費補助金研究成果報告書, 1998年)。

岩崎宏之編著『沖縄の歴史情報研究』(文部省科学研究費補助金研究成果報告書, 1998年)。

金指正三『近世海難救助制度の研究』(吉川弘文館, 1968年)。

荒川秀俊『日本漂流・漂着史料』(地人書館, 1962年)。

なお松浦 章先生の一連の業績は石井正敏・川越泰博編『増補改訂日中・日朝関係研究文献目録』(国書刊行会, 1996年)を参照。

(3) 日本人難民に関する記録は、送還地長崎での『通航一覧』等に残されたものによる。その中身は、送還された難民からの口書き、この口書きとその後の尋問による長崎奉行から老中への伺い書、その他、長崎奉行からの清朝地方官への回答文、宗旨人別の確認のための本国とのや

り取りの文書が筆写されたもの等。これらが基本的な史料となる。

日本に漂着した唐船・朝鮮船・琉球船等については、幕府サイドの記録は貧弱である。したがって、漂着地各藩に残された記録を発掘する作業が当面の課題であり、ただ今進行中である。なお、『通航一覧』は便宜上鳳文書館平成3年復刻版を用いた。

- (4) 例えば、1544年琉球漂着の濟州島人が、1546年2月に中国経由で帰国。(小林年表12, 10)。
徐玉虎『明代琉球王国对外関係的研究』(台湾学生書局, 1982年) 249ページ。
- (5) 文明11年(1479年)朝鮮成宗大王実録に、琉球王尚徳が、博多商船に託して漂流民を送還するという。
- (6) 寛永18年に「唐船・阿蘭陀船並朝鮮船共に何国へ令漂着とも、其処より挽船を相添、長崎奉行へ可送届被仰出之」という布達が出されている。(『通航一覧』卷8)これを受けて、正保元年(1644)広東船、全羅道南桃浦に漂着。彼探索ありて告るにより、(この年更に耶蘇宗厳禁のむねかれに通達せしによりてなるへし:割注)宗対馬守義成使臣を使はして海難難民を受とり、直に肥前国長崎に護送せしむ。長崎奉行これを糾問せしに、耶蘇の宗徒にして遂に白状に及ぶ。よりて奉行より江戸に言上す。のち義成に命じて懇命ありて、御喜悦のむね彼國に伝ふへしとなり。ここにおいて義成よりまた謝使をわたす。彼またその接待殷勤なり。(『通航一覧』卷135)承応2年(1653)に日本渡来のオランダ船が朝鮮に漂着。長崎に回送された。(同上)
- (7) 德永和喜「薩摩藩の朝鮮通事について」『黎明館調査研究報告』第8集(鹿児島県歴史資料センター黎明館, 1994年)。
- (8) 原口 泉「戦国-近世における薩摩ネットワーク」(『九州華僑・華人研究会』第9号, 1994年7月)。濱下武志「東アジアの華商ネットワークと薩摩・九州」(九州華僑・華人研究会第5回鹿児島大会特別講演, 1993年9月17日)。
- (9) 中村 賢前掲論文。
- (10) 『清高宗実録』卷52乾隆2年閏9月庚午の条。劉序楓I論文565ページ。『清代中琉関係檔案選編』(中華書局, 1993年)乾隆2年11月9日閩浙總督奏摺。
- (11) 南方に漂流の場合だけでなく、例えば韃靼漂着(寛政7年)の松前船も乍浦に回送されている。(『通航一覧』卷236)
- (12) 地域差等、詳しくは劉序楓Iを参照。
- (13) 爪の数が身分を表すのであれば、難民には格別の待遇が保証されたわけである。例えば『通航一覧』からひろってみると次の様である。

皇帝	五爪龍
臣下	四爪龍
山且国の官人	三爪龍
周辺諸国等 薩摩	四爪龍
琉球	三爪龍

- (14) 黄福等の世話になった寛延3年(1750)福建漂着の陸奥国人7人について、『通航一覧』卷217によると、廈門での居所は、町外れの報国寺であり、海防府から毎日1人前米1升、野菜料として10銭宛支給された。廈門には館駅がなく、此の寺に官府往来の節、立ち寄られるところであるがため、日本人もここに差し置かれたという。

6月10日寧波港に着船。翌日鄞県の知県より荷主信公興に日本人を受け取るように申し渡された。13日に日本人を上陸させるときに、付き添いの官人が知県に届けに行った。ところが寧波の地は、近年日本に仕立てる商船がなく、日本言葉を知るものもなかった。幸い黄福なるもの已13番船で日本渡航をし、それ以前にも丑5番船で渡海し、1カ年余も日本に在留した経験がある。この黄福が信公興とかねて心易くしていた。童天栄も以前3番船で渡海しており、日本語が少々できたので、童天栄は信公興から日本人の面倒をみるように命じられた。

この荷主の信公興については、『通航一覧』卷225に、宝曆4年（1754）正月10日の1番寧波出し馬政元、信謙吉船に奥州仙台の者13人送来。宝曆元年南部の漂民を世話した信公興宅に差し置かれ、日本に数度渡海したる王友三なるもの通弁のため付置され、懇ろに介抱された。この旨、帝都に奏聞あり。数月の後、送還許可の勅許あり。船頭伝兵衛に皇賞銀百目、水手12人に三十目宛、黄綸子の袋に入れて下賜された。寧波府鄞県より咨文一通を相渡し遣わす。このことを江戸に申し上げたところ、御下知あり、菅沼（新三郎定秀、長崎奉行）氏より回咨一通相渡され、かつまた荷主信公興に米70俵、馬政元に30俵、信謙吉に20俵、王友三に20俵を与えた。本船は3月13日に出帆したという。

(15) 『通航一覧』卷215に、

六寸四方ほどの銀の板金に文字を彫付候に、赤きふさを附、一人に一枚つゝ御渡し、そは海上山中里ともに、此札持候人は、いかやうなる所へ踏み迷い参候ても、人見附候と大切に介抱いたし、本道へ案内いたし候よし、唐中の切手のやうなるものに御座候、随分日本の地へ着き候までは、大切に首にかけ参候やうにと申付けられ候。此板金は、長崎着の節、直に御取上、御役所へ納め、代金として丁銀二枚つゝ被下候

とある。また『通航一覧』卷229に、宝曆11年（1761）末に江蘇通州漂着の陸奥船に対する長崎での取り調べに対する申し口の中に

銀牌と申物の由、銘銘江一枚宛相与候、長崎着の上襟にかけ候様申聞、貢物一同相渡申候
朱書 此銀牌は、蘇州の巡檢官より差出、知府官より〔上海在の荷主〕顧姪（振）生江申付
有之、則漂流人江相渡、長崎着の上襟にかけ候様申聞、送物一同相渡候由、唐人共申之候
とある。日本人海難難民に対しては、この五爪龍の銀牌のほかに護照が発行されている。

(16) 『通航一覧』卷219に、

其処の者遠國の人なるを憐れみ、五寸程の木の牌を拵へ、人々の腰に付さす。其語曰
番（蕃）人因打破船不得回籍、伏乞列位大爺相公施舍米飯、以救残生、公候万代

(17) 確かに興永朝は、『清史稿』卷197、彊臣年表1に、康熙28年5月壬子から同31年12月乙未まで閩浙總督とある。その他、日本現存史料に残る中国情報はほぼ正確である。

(18) 『通航一覧』卷221に、

宝永4年（1707）6月3日長崎着47番。廣東船頭吳嘉歎（宝永元年51番吳嘉官）難民 1人
水主・權七を送還。「右之官所江其旨申断候得者、日本人為乗送り候間、海上所々妨無之様に
との儀に而、則関部之官より証文一通被相渡、日本江到着仕候は、慥に相渡可申由、急度被
申渡、此度乗渡申候」

(19) 州県だけでなく、府が咨文を発行した事例もある。「嘉興府官人」（『通航一覧』卷215）、「蘇州府官所」（『通航一覧』卷225）

- (20) 長崎奉行からの回咨文の雛形は、『通航一覧』卷229にある。
- (21) 『通航一覧』卷229に、
先月25日御当津着船仕、即日御役所江被召出、踏絵被仰付、漂流の次第御尋の上、揚り屋江
被遣、猶又段々御吟味の節、委細有体申上候趣、左之通御座候
- (22) 『唐方諸向仕役留・唐方』(純心女子短期大学、1990年) 68ページ。
- (23) 松浦章「文化五年土佐漂着江南商船郁長發資料」解題(118~119ページ、平成元年3月)に
は、乗組員の「所属する寺廟」が壇那寺であるかの如く記される。黒木Ⅲ、Ⅳ、Ⅴを参照。
唐人は、媽祖・関帝・三官などと答えている。
- (24) 用達商人について『唐方諸向仕役留』ほか。あるいは遠路であるためか、バタン漂着の者の
帰国について、長崎から尾張に帰るのに、総町中より路銀を出し、送られている事例がある。
- (25) 中村 賢1990年、黒木國泰Ⅰ・Ⅱ内藤藩旧文書ほか。
- (26) 安永3年(1774)2月25日「漂着唐船御請取」(『唐方諸向仕役留・唐方』純心女子短期大学、
1990年)に、船頭・財副等が通詞と共に取り調べを受け、その他の唐人は船中において踏絵を行
うという。
- (27) 長崎お届けを隣藩と競うについて。享保9年(1724)4月、家老から高鍋藩の飛び地福島の
郡代大塚十太夫に仰せ渡された15箇条(高鍋歴史資料館所蔵史料)の1つに、「福嶋ハ先年ヨ
リ度々唐船漂来いたす所柄候」隣藩・飫肥の伊東氏からの長崎への報告が、高鍋藩よりもはや
く到着することもあるけれど、当藩のご領内でのことなのに、他藩に先を越されるのでは、もっ
てのほかである。遠見番人からの唐船発見の1番の注進を郡代自らが受け、高鍋に一刻も早く
報告すべきであると命令している。あわせて他領沖に唐船が見えたときにも、早々に報告する
ように命じている。(黒木Ⅰ、207ページ)

[1998年11月30日受理]